主 文

- 一 控訴人らと被控訴人との間において、平成六年二月三日現在の別紙選定者目録記載の選定者らの年次有給休暇保有日数が別紙選定者別年次有給休暇保有日数一覧表(7)欄記載のとおりであることを確認する。
- 二 控訴人らのその余の確認請求を棄却する。
- 三 控訴人Aの賃金請求に係る控訴を棄却する。

四 当審における控訴人らの新請求及び控訴人Aの賃金請求に係る控訴に関する訴訟費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

- 控訴人ら

- 1 控訴人らと被控訴人との間において、平成六年二月三日現在の別紙選定者目録記載の選定者らの年次有給休暇保有日数が別紙選定者別年次有給休暇保有日数一覧表(2)欄記載のとおりであることを確認する(当審において交換的に変更された新請求)。
- 2 原判決中控訴人Aの賃金請求に係る部分を取り消す。
- 3 被控訴人は、控訴人Aに対し、金一万一五一七円及びこれに対する平成元年一 二月二九日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 二被控訴人
- 1 控訴人らの新請求をいずれも棄却する。
- 2 主文第三、四項同旨

第二 事案の概要

第三 当裁判所の判断

当裁判所も、平成六年二月三日現在における本件選定者らの年次有給休暇保有日数が前記一覧表(2)欄記載のとおりであることの確認を求める控訴人らの請求は、同一覧表(7)欄記載の保有日数の限度で理由があるが、これを超える部分は失当であり、控訴人Aの賃金の支払を求める請求は、失当であると認定、判断するが、その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「第三 争点に対する判断」における理由説示(七枚目裏一二行目から二〇枚目裏六行目まで)のとおりであるから、これを引用する。ただし、二〇枚目表五行目の「労基法二九条五項」を丁労基法三九条五項」と改める。

おりであることが認められる。

二 控訴人らは、当審において、平成六年二月三日付け第三準備書面に基づき、本件争点一について詳細な主張を展開しているが、その骨子は、原判決に対する批判を除き、原審における主張と同一である。

よって、当審において交換的に変更された、平成六年二月三日現在における本件 選定者らの年次有給休暇保有日数の確認を求める控訴人らの新請求は、前記一覧表 (7)欄記載の保有日数の限度で正当であるから、これを認容し、その余は、失当 であるから、これを棄却し、控訴人Aの賃金の支払を求める請求を棄却した原判決 は、正当であって、右請求に係る控訴は、理由がないから、これを棄却することと し、当審における控訴人らの新請求及び控訴人Aの賃金請求に係る控訴に関すする 訴訟費用の負担について民訴法九五条、八九条、九三条、九二条を適用して、主文 のとおり判決する。

(裁判官 鍋山健 小長光馨一 西理)

選定者目録 長崎市<以下略>

選定者 B

同、《以下略》

選定者 C 同く以下略)

同 〈以下略〉 選定者 D

同 〈以下略〉 選定者 E

選定者 E 長崎県西彼杵郡<以下略>

選定者 F 長崎市<以下略>

マラロマルドログ 選定者 G

同《以下略》

 選定者 H 同 <以下略>

選定者 [

同 〈以下略〉 選定者 J

長崎県西彼杵郡〈以下略〉

選定者 K 長崎市<以下略>

長崎巾く以下略*>* 選定者 L

司(乙以下略)

 選定者 A 同 <以下略>

ヮ ヘ以下哈ノ 選定者 M

同 〈以下略〉 選定者 N